

アルバイトの服務規律

株式会社千葉シミズ

- 1 業務の正常な運営を図るために、アルバイトは次の事項を守らなければならない。
- 2 注意を受けても守れないアルバイトは、登録抹消処分とすることがある。

- ① 遅刻・欠勤・早退をみだりにしないこと
- ② 就業時間中は正社員等の指示に従い、熱心に仕事をする事
- ③ 時間を厳守し、与えられた仕事を確実・迅速に処理すること
- ④ 正社員等の許可を受けずに、勝手に職場を離れないこと
- ⑤ 職場の機械・器具ならびに設備の保全に留意し、材料・動力・消耗品などを無駄遣いしないこと
- ⑥ 業務で使用した備品（マニュアル、ユニホーム他）は必ず返却すること
- ⑦ 職場を整理整頓して、気持ちよく作業ができるように努めること
- ⑧ 顧客およびアルバイトや社員等の個人情報を守り漏らさないこと
- ⑨ 会社・顧客など職場の不利益となる事項を他に漏らさないこと
- ⑩ 職務を利用して自己の利益を図り、または不正な行為を行わないこと
- ⑪ 許可なく職場内で報道・宣伝・募金・署名運動その他これに類する行為をしないこと
- ⑫ 業務に関し不正に気付いたときには、所属長に報告すること
- ⑬ 会社の名誉または信用を傷つける行為をしないこと
- ⑭ 会社の他のアルバイトや正社員等に対し、暴力的な言動をしないこと
- ⑮ セクシュアルハラスメントあるいはパワーハラスメントと思われる言動をしないこと
- ⑯ 在職中は勿論のこと退職後も、職務上知り得た会社および得意先等の情報は一切他に漏らさないこと
- ⑰ 出退勤の際は原則公共の交通機関を利用すること

※主催者・会場管理者に迷惑が掛かるような行為をした場合は処罰の対象とします。
以上の規則については誓約書への署名（捺印）をもって承諾したものとみなします。